

～・～・～ お 知 ら せ ～・～・～

建設工事にかかる委託業務の最低制限価格設定について

平成28年6月1日以降に指名する、建設工事にかかる委託業務(建設コンサルタント業務等)について、室戸市契約規則第17条に基づき**最低制限価格**を定めることとしましたのでお知らせします。

なお、算定方法は下記のとおりです。

記

業 種 区 分	算 定 式
建設コンサルタント業務	直接人件費+直接経費+その他原価×0.9+一般管理費×0.45
建築(設備)コンサルタント業務	直接人件費+特別経費+技術料等経費×0.6+諸経費×0.6
補償コンサルタント業務	直接人件費+直接経費+その他原価×0.9+一般管理費×0.45
測量業務	直接測量費+測量調査費+諸経費×0.45
地質調査業務	直接調査費+間接調査費×0.9+解析等調査業務費×0.8+諸経費×0.45
工事にかかるその他の業務	予定価格(税抜き)×0.6

- ◎ 上記により算出した額が、予定価格(税抜き)に10分の8を乗じて得た額を超える場合にあっては、予定価格に10分の8を乗じて得た額とし、予定価格(税抜き)に10分の6を乗じて得た額に満たない場合にあっては、予定価格(税抜き)に10分の6を乗じて得た額とする。ただし、地質調査にあっては、予定価格(税抜き)に10分の8.5を乗じて得た額を超える場合にあっては、予定価格(税抜き)に10分の8.5を乗じて得た額とし、予定価格(税抜き)に3分の2を乗じて得た額に満たない場合にあっては、予定価格(税抜き)に3分の2を乗じて得た額とする。
- ◎ 算出した額に1,000円未満の端数が生じた場合は、当該端数を切り捨てた額(下限額を採用する場合及びその他の業務にあっては切り上げた額)とする。
- ◎ 業務の内容やその他特別な事情がある場合は、上記算定式にかかわらず10分の6から10分の8.5の範囲内において定める場合があります。

問合せ先
室戸市役所
財産管理課財産管理班
TEL:0887-22-5151
内線:273